

合理的で裏付け可能な情報

2025年6月30日公表

目的

1. 本文書は、合理的で裏付け可能な情報とは具体的にどのような情報か、また、どのような項目に合理的で裏付け可能な情報を用いることが求められているかを理解するうえで参考となる情報を提供することを目的としています。

キーワード

合理的で裏付け可能な情報、プロポーシオナリティ、リスク及び機会の識別、財務的影響、シナリオ分析、スコープ3 温室効果ガス排出、バリュー・チェーン、産業横断的指標

何が求められているのか

2. SSBJ 基準では、高度な判断を要し、測定の不確実性を伴うなどの特定の項目（本資料第9項参照）に関して、合理的で裏付け可能な情報を用いることを求めています。

サステナビリティ開示基準において、合理的で裏付け可能な情報を用いることを求めている場合、当該定めに従わなければならない。（適用基準第32項）

「合理的で裏付け可能な情報」とは

3. 「合理的で裏付け可能な情報」とは、報告期間の末日において企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報をいいます（適用基準第4項(8)）。合理的で裏付け可能な情報を用いるという考え方は、企業の能力や準備状況、特に資源の制約やデータの利用可能性、専門家の利用可能性がさまざまであることを考慮し、このような「プロポーシオナリティの課題」への対応として定められたものです。したがって、何が過大なコストや労力を構成するかの評価は、企業の固有の状況によって異なります（適用基準 BC58 項、BC59 項及び BC66 項）。
4. 合理的で裏付け可能な情報は、外部環境の一般的な状況のみならず、企業に固有の要因も対象としなければなりません。これには、過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想に関する情報が含まれます（適用基準第33項）。例えば、気候関連のリスク及び機会の識別にあたり、極端な気象事象及びそれが資産に与えた影響などの過去の出来事は、当該情報が報告期間の末日において過大なコストや労力をかけずに利用可能である限り、合理的で裏付け可能な情報に該当する場合があります。
5. なお、何が合理的で裏付け可能な情報に該当するのかについて、SSBJ 基準で具体的な情報が定められている場合、当該定めに従う必要があります（適用基準第33項）。

なぜ合理的で裏付け可能な情報を用いることが求められているのか

6. 開示を作成するための企業の能力及び準備状況は、特に資源の制約、データの利用可能性及び専門家の利用可能性についてさまざまです。これらの「プロポーシヨナリティ」の課題への対応の一環として、報告期間の末日において企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報に基づいて開示を行うことが要求されています（適用基準 BC58 項及び BC59 項）。
7. 合理的で裏付け可能な情報の概念により、考慮すべき情報の種類や、そのような情報を入手するために必要な労力の範囲が決定されることとなり（適用基準 BC64 項）、高度な判断を要したり、測定の不確実性を伴ったりする定め適用にあたって、企業の指針となることが意図されています。
8. 加えて、合理的で裏付け可能な情報の概念は、当該概念がなければ SSBJ 基準に完全に準拠することができない企業を支援するものにもなることが意図されています。例えば、特定の情報の入手のコストが相対的に高い企業は、自らの状況に基づき、過大なコストや労力をかけずに利用可能な情報を用いて開示を行うことが認められます（適用基準 BC60 項）。

合理的で裏付け可能な情報を用いることが求められている項目

9. SSBJ 基準では、高度な判断を要し、測定の不確実性を伴うなど、次の特定の項目に関して、合理的で裏付け可能な情報を用いることを求めています（適用基準 BC63 項、一般基準 BC42 項及び気候基準 BC50 項）。

SSBJ基準が合理的で裏付け可能な情報を用いることを求めている場合	適用基準	一般基準	気候基準
リスク及び機会の識別	第38項	—	第18項
予想される財務的影響	—	第19項(1)	第24項(1)
気候関連のシナリオ分析	—	—	第34項
スコープ3温室効果ガス排出の測定	—	—	第69項
バリュー・チェーンの範囲の決定	第47項	—	第74項
特定の産業横断的指標等の開示の作成	—	—	第78項

何が合理的で裏付け可能な情報であるかを判断するにあたっての留意点

10. 何が合理的で裏付け可能な情報であるかを判断するにあたっては、次のことを行うことが考えられます（適用基準 BC65 項）。
- (1) 合理的に利用可能なすべての情報（企業が既に有している情報を含む。）を考慮しなければならない。また、既知の情報を無視することはできない。
 - (2) 情報を使用するための適切な基礎を有し、情報が裏付け可能となるように、SSBJ 基準の定めを満たさなければならない。
 - (3) 報告期間の末日において利用可能な情報（過去の情報、現在の情報又は将来予測的な情報（将来の状況の予想を含む。）など）を考慮しなければならない。
 - (4) 情報の網羅的な探索を実施することは求められない（情報は過大なコストや労力をかけずに利用可能であるべきである。）。
11. 本資料第 3 項に記載のとおり、何が過大なコストや労力を構成するかの評価は、企業の固有の状況によって異なります。そのため、企業のコスト及び労力と、結果として得られる情報の主要な利用者にとっての便益とをバランスよく考慮することが要求されると考えられます。また、状況の変化に応じて、その評価は時間の経過とともに変わることがあると考えられます（適用基準 BC66 項）。
12. サステナビリティ関連財務開示の作成にあたっては、企業の内部及び外部のさまざまな情報源が用いられると考えられますが、企業が財務諸表の作成、ビジネス・モデルの運用、戦略の策定並びに企業のリスク及び機会の管理に用いる情報は、過大なコストや労力をかけずに利用可能であるとみなされると考えられます（適用基準 BC67 項）。
13. ただし、「過大なコストや労力をかけずに利用可能である」とは、企業が既に有している情報のみを用いればよいということを意味するものではありません。有用性が高い情報ほど、その入手により大きな労力がかかることが多いため、合理的で裏付け可能な情報の概念を用いて、情報を入手するための労力をかける必要はないと結論付けてはならないと考えられます（適用基準 BC68 項）。

関連する SSBJ ハンドブック

- 「バリュー・チェーンの範囲の決定」

SSBJ 基準の定めは、重要性がない項目に対して適用する必要はないことにご留意ください。

以上